

# 入札公告

国立大学法人愛媛大学において、下記のとおり土地及び建物の売却について一般競争入札に付します。

## 1 競争入札に付する事項

(1) 件名：東温市の土地・建物の売却

(2) 売却不動産の表示（登記簿の記載による）

（土地）

所在：愛媛県東温市志津川字中道

地番：甲 1303 番 12

地目：宅地

地積：190.75 m<sup>2</sup>

（建物）

所在：愛媛県東温市志津川字中道甲 1303 番地 12

家屋番号：甲 1303 番 12

種類：住宅

構造：軽量鉄骨造スレート葺 2 階建

床面積：1 階 71.02 m<sup>2</sup>

2 階 30.66 m<sup>2</sup>

※上記土地上に存在する一切の附属設備、構築物等を含む。

(3) 最低売却価格：11,150,000 円

## 2 競争参加資格

(1) 国立大学法人愛媛大学契約事務取扱規程第 4 条及び第 5 条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

① 未成年者、被補助人、被保佐人及び成年被後見人（民法の規定により契約締結に必要な同意を得ているものを除く。）

② 破産者で復権を得ない者

③ 次の各号のいずれかに該当すると認められ、本学が競争に参加させないとして定めた期間を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

- (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - (エ) 落札したが契約を締結しなかったとき。
  - (オ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - (カ) 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。
  - (キ) この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
  - (3) 法人又は団体において、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
  - (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
  - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
  - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
  - (8) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
  - (9) 入札物件を暴力団の事務所その他これに類するもの<sup>(注)</sup>の用に供しようとする者ではないこと。  
(注)「これに類するもの」とは、「公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるもの」をいう。
  - (10) 破壊活動防止法に規定する暴力主義的破壊活動若しくはせん動を行った団体又はその構成員となっている者でないこと。
  - (11) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - (12) 本学が所有する不動産に関する事務に従事する者でないこと。
  - (13) 学長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
  - (14) その他、本学が競争参加につき不相当と認めた者でないこと。

### 3 入札書の提出場所

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒790-8577 愛媛県松山市道後樋又 10 番 13 号  
国立大学法人愛媛大学財務部財務企画課資産管理チーム  
電話番号 089-927-9066
- (2) 入札説明書交付期間  
平成 30 年 10 月 26 日から平成 30 年 11 月 26 日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く  
9 時 00 分から 17 時 00 分まで。
- (3) 入札説明書交付方法  
本公告の日から上記 (1) の場所にて交付する。

### 4 現地説明会の日時及び場所

- 日 時 : 平成 30 年 11 月 9 日 (金) 9 時 00 分から 12 時 00 分まで  
(上記日時以外に現地説明会を希望する者は別途本学に申し込むこと)
- 場 所 : 現地

### 5 競争参加資格確認申請書の提出場所及び提出期限

- (1) 提出場所  
上記 3 (1) に同じ
- (2) 提出期限  
平成 30 年 11 月 26 日 (月) 17 時 00 分 (郵送の場合は必着)
- (3) その他  
①上記申請を行わなかった者は、入札に参加することができない。  
②申請時に必要な書類は、窓口を確認すること。

### 6 入札書の提出期限

- 平成 30 年 12 月 14 日 (金) 17 時 00 分 (郵送の場合は必着)  
入札書の提出は上記 5 に記載する競争参加資格を認められた者に限る。

### 7 開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成 30 年 12 月 18 日 (火) 11 時 00 分
- (2) 場所 愛媛県松山市道後樋又 10 番 13 号  
国立大学法人愛媛大学本部管理棟 1 階第 3 会議室

### 8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

## 9 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、上記1.(3)の最低売却価格を下回る入札書、その他国立大学法人愛媛大学契約事務取扱規程第22条に掲げる入札書は無効とする。

## 10 契約書の作成の要否

競争入札の結果、落札者が決定したときは、契約書を作成する。

## 11 落札者の決定方法

上記1.(3)の最低売却価格以上で、最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## 12 その他 詳細は入札説明書による。

以上公告する。

平成30年10月26日

国立大学法人愛媛大学  
学長 大橋 裕一